

八尾市防災会議運営要綱

昭和39年7月1日

制 定

改正 昭和44年8月19日

昭和58年2月1日

昭和61年4月1日

平成7年6月1日

平成16年4月16日

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市防災会議条例施行規則（昭和39年八尾市規則第4号）第7条の規定に基づき、八尾市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 防災会議を招集する場合は、委員に対し、招集の日時、場所、会期及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかななければならない。

(専決処分)

第4条 会長は、緊急を要し、会議を招集する暇がないと認めるとき、又は軽易なものについて専決処分をすることができる。

2 前項の専決処分をすることができる事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 八尾市防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

(4) 関係各行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(5) 八尾市災害対策本部の設置及び連絡に関すること。

3 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する関係機関の職員のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、幹事会を構成する。

4 幹事会は、会長が招集する。

(幹事会の職務)

第6条 幹事会は、会長の命を受けて次の事務を処理する。

- (1) 八尾市防災計画案の作成及び八尾市防災計画の修正案の作成に関すること。
- (2) その他会長が必要と認める事項

(事務局)

第7条 防災会議の庶務を掌るため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び書記を置く。
- 3 事務局長は、総務部総務課長をもってあてる。
- 4 書記は、市の職員のうちから市長が指名する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長がそのつど定める。

附 則

この要綱は、昭和39年7月1日から実施する。

附 則 (昭和44年8月19日)

この要綱は、昭和44年8月19日から実施する。

附 則 (昭和58年2月1日)

この要綱は、昭和58年2月1日から実施する。

附 則 (昭和61年4月1日)

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則 (平成7年6月1日)

この要綱は、平成7年6月1日から実施する。

附 則 (平成16年4月16日)

この要綱は、平成16年4月16日から実施する